

事務連絡
令和6年2月8日

各都道府県 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る
障害福祉サービス事業所・施設等向け情報の周知について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の実施について、別添1のとおり、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年2月8日障発0208第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を発出いたしました。

今般、各都道府県において障害福祉サービス事業所・施設等向けに概要や要件等を分かりやすくお伝えいただくため、別添2のとおりリーフレットを作成しております。

都道府県におかれましては、各都道府県の国民健康保険団体連合会と連携の上、必要に応じ内容を修正いただき、管内の障害福祉サービス事業所・施設等への周知に御活用ください。

また、別添3のとおり、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（令和6年2月8日）」を作成いたしましたので、管内の障害福祉サービス事業所・施設への周知を徹底いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

併せて、本交付金を活用した処遇改善の実施につきまして、下記厚生労働省コールセンターにおいて、障害福祉サービス事業所・施設等からのお問い合わせ対応を行いますので、御周知をお願いいたします。

- 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

- (別添1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱
(別添2) 事業者向けリーフレット（全国版）
(別添3) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（令和6年2月8日）

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するため必要な経費を令和5年度内に都道府県に交付する。
- 福祉・介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎**対象期間** 令和6年2月～5月分の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う）

◎**交付金額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

◎**取得要件**

- ・ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している事業所（令和6年4月から福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む）
- ・ 上記かつ、令和6年2・3月分（令和5年度中分）から実際に賃上げを行う事業所
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は福祉・介護職員等の月額賃金（※）の改善に使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする。）
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

◎**対象となる職種**

- ・ 福祉・介護職員
- ・ 事業所の判断により、福祉・介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎**申請方法** 各事業所において、都道府県に福祉・介護職員・その他職員の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。

※賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎**報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。

※賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

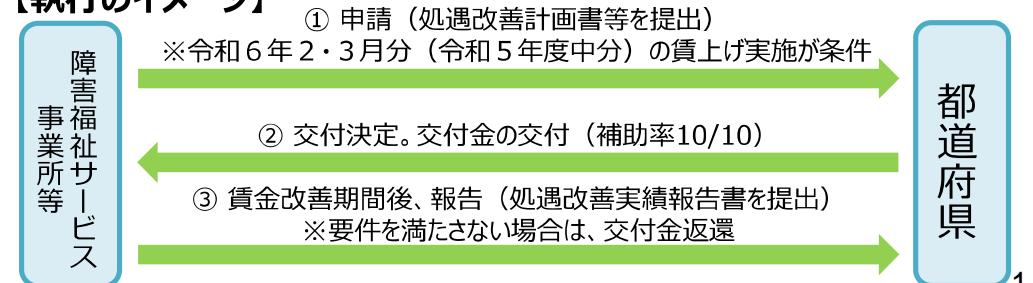
◎**交付方法**

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して交付金支払（国費10/10、約167億円（事務費含む））。

◎**申請・交付スケジュール**

- ✓ 都道府県に対しては令和5年度内に概算交付
※事業者に対する交付スケジュールとして、都道府県における準備等の観点から、やむをえない事情による場合は、令和6年4月から受付、6月から交付することも想定。
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



① 申請（処遇改善計画書等を提出）

※令和6年2・3月分（令和5年度中分）の賃上げ実施が条件

② 交付決定。交付金の交付（補助率10/10）

③ 賃金改善期間後、報告（処遇改善実績報告書を提出）

※要件を満たさない場合は、交付金返還

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付率について

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。事業者ごとに交付される交付金額は、福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円（給与の約2%）の賃金引上げに相当する額になる。

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none">・ 居宅介護・ 重度訪問介護・ 同行援護・ 行動援護・ 重度障害者等包括支援	1. 6%	<ul style="list-style-type: none">・ 就労移行支援・ 就労継続支援A型・ 就労継続支援B型・ 就労定着支援・ 自立生活援助	0. 7%
<ul style="list-style-type: none">・ 生活介護	0. 8%	<ul style="list-style-type: none">・ 共同生活援助（介護サービス包括型）・ 共同生活援助（日中サービス支援型）・ 共同生活援助（外部サービス利用型）	1. 1%
<ul style="list-style-type: none">・ 施設入所支援・ 短期入所・ 療養介護	1. 6%	<ul style="list-style-type: none">・ 児童発達支援・ 医療型児童発達支援・ 放課後等デイサービス・ 居宅訪問型児童発達支援・ 保育所等訪問支援	1. 1%
<ul style="list-style-type: none">・ 自立訓練（機能訓練）・ 自立訓練（生活訓練）	0. 9%	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉型障害児入所施設・ 医療型障害児入所施設	2. 1%

※ 地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

※ 別途賃上げ効果が継続される取組みを行うとしていることを踏まえ、6月以降の取扱いについては、引き続き調整・検討予定。

障 発 0208 第 2 号
令 和 6 年 2 月 8 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、福祉・介護職員を対象に、「2024年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を早急に講じる」とされたことを踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善に必要な緊急の措置を講じることとし、今般、別紙のとおり「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱」を定め、令和5年11月29日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に向け、特段の御配慮をお願いする。

別紙

令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱

1 事業の目的

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業の内容

令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して2%程度（月額平均6千円相当）の賃金改善を行う障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）に対し、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金として、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。また、都道府県が行う当該賃金改善の円滑な実施に向け必要となる費用を補助する。

4 対象事業所、対象者及び対象期間

（1）対象事業所

本事業の対象となる事業所は、別紙1表1に掲げるサービス類型の施設・事業所であって、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ「6 賃金改善等の要件」を満たすものとする。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、7（1）の計画書の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている施設・事業所は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない、別紙1表2に掲げる地域相談支援及び計画相談支援については、本事業の対象外とする。

（2）対象者

本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる施設・事業所に勤務する福祉・介護職員とする。施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施するものとする。

本事業の対象となる福祉・介護職員は、福祉・介護職員処遇改善加算及びベース

アップ等加算と同様に次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員、就労定着支援員（※1）、地域生活支援員（※1）

- (※1) 就労定着支援員及び地域生活支援員は令和6年4月から対象とする。
- (※2) 各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。
- (※3) 上記の他、各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。
 - ① 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」（賃金向上達成指導員配置加算）
 - ② 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」（目標工賃達成指導員配置加算）

（3）対象期間

令和6年2月から5月までの期間とする。

5 交付額

交付対象期間中の施設・事業所に対する各月分の交付額は、以下の式により確定することとする。

交付額 = a × b (1円未満の端数切り捨て)

- a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額
- b サービス類型別交付率（別紙1表1）

なお、aについて、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。

6 賃金改善等の要件

（1）賃金改善の実施

本事業の対象となる施設・事業所を運営する障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、交付額に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている

施設・事業所については、その他の職員を含む。以下同じ。) の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

(2) 賃金改善の開始時期

障害福祉サービス事業者等は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。

(3) 賃金改善の方法

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、障害福祉サービス事業者等は、特定した賃金項目を含め、交付金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

また、障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、障害福祉サービス事業者等が本交付金による賃金改善の対象とする福祉・介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する場合があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

(4) その他の要件

① 賃金改善方法の周知について

障害福祉サービス事業者等は、当該施設・事業所における賃金改善を行う方法等について7（1）の福祉・介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。

また、職員から福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該職員に関する賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

② 労働法規の遵守について

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

7 都道府県知事への届出

(1) 福祉・介護職員処遇改善計画書等の作成・提出

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「計画書」という。）を、次の1から4までに掲げる事項について、別紙様式により作成の上、都道府県知事に提出すること。

一 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額

交付対象期間における福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額をいう。

二 賃金改善の見込額

賃金改善に要する費用の見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額であって、一の額以上となる額をいう。

三 基本給等による賃金改善の見込額等

二のうち、令和6年4・5月分の賃金改善の見込額及び基本給等の引上げによる賃金改善の見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善の見込額が令和6年4・5月分の交付金の見込額の3分の2以上となるようにすること。

四 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期（原則として令和6年2月）や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、ベースアップの見込みを記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

(2) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書等の作成・提出

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善実績報告書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「実績報告書」という。）を、次の1から5までに掲げる事項について、別紙様式により作成の上、都道府県知事に提出し、2年間保存することとする。

一 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額

二 賃金改善所要額

各施設・事業所において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額であって、一の額以上の額を記載する。

三 基本給等による賃金改善所要額等

二のうち、令和6年4・5月分の賃金改善所要額及び基本給等の引上げによる賃金改善所要額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善額が令和6年4・5月分の交付金の総額の3分の2以上となるようにすること。

四 賃金総額等

以下の①②を記載する。ただし、①の額は②の額以上であること。

① 令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額

② 令和5年2月から5月の賃金総額

五 ベースアップの実施

ベースアップの実施有無及びベースアップ率等を記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

(3) 届出内容を証明する資料の保管及び提示

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を2年間保管し、都道府県知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

(4) 都道府県知事への変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、計画書に変更（次の①から③までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、都道府県知事に別紙様式4の変更届出書を用いて変更の届出を行う。

① 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

② 複数の施設・事業所について一括して申請を行う事業者において、当該申請に關係する施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式2-1の2及び別紙様式2-2

③ 就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要

(5) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この（5）において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式5の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を都道府県知事に届け出ること。

① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けている施設・事業所の法人の収支（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

② 福祉・介護職員等の賃金水準の引下げの内容

- ③ 当該法人の経営及び福祉・介護職員等の賃金水準の改善の見込み
- ④ 福祉・介護職員等の賃金水準を引き下げるについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

8 留意事項

(1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の返還

都道府県知事は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受ける障害福祉サービス事業者等が次の①又は②に該当する場合は、既に交付された福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の一部又は全部を返還させることができる。

なお、複数の施設・事業所を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して計画書を作成している場合、当該施設・事業所の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。

- ① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行なながら7（5）の特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合

- ② 虚偽又は不正の手段により交付金を受けた場合

(2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の要件の周知・確認等

都道府県は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の要件の周知に努めるとともに、交付金の交付を受けている施設・事業所が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の要件を満たすことについて適切に確認する等、適切な運用に努められたい。

(3) 様式の取扱い

処遇改善加算等と同様、様式の取扱いについては以下のとおりとすること。

- ① 別紙様式は、原則として、都道府県において変更を加えないこと。
- ② 計画書及び実績報告書の内容を証明する資料については、障害福祉サービス事業者等において適切に保管されることを確認し、都道府県からの求めがあった場合に事業者等が速やかに提出することを要件とするが、届出時に全ての事業者等から一律に添付を求めてはならないこと。
- ③ 別紙様式について押印は要しないこと。

(4) 支払について

交付額の障害福祉サービス事業者等に対する支払（振込）については、原則として、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、障害福祉サービス事業者等が各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とし、各都道府県が各国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、別紙様式2-1を用いて、障害福祉サービス事業者等から同意を得ることとする。ただし、民間事業者による報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている施設・事業所が交付対象施設・事業所に含まれる場合には、交付金の適

正な執行の観点から、債権譲渡を行っていない施設・事業所の振込先口座又は都道府県に届け出た口座に支払（振込）を行うこととする。また、各都道府県の判断において、施設・事業所ごとに支払を行うこととしても差し支えない。

なお、障害福祉サービス事業者等に対する支払時期・回数等については、障害福祉サービス事業者等の経営にも配慮し、各都道府県において、可能な限り早期の支払となるよう、適切な運用に努められたい。

(5) その他

- ① 本事業による賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等加算による賃金改善額には含めないこととする。
- ② 交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の対象である施設・事業所に限る。）における賃金改善に充てることができる。
- ③ この実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、別に通知する「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。
- ④ 本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と協議の上、決定する。

別紙 1

表 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援A型	0.7%
就労継続支援B型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注2 就労定着支援及び自立生活援助は令和6年4月から適用する。

表 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

処遇改善計画書(令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金)作成用 基本情報入力シート

- はじめに本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、交付金の対象事業所等に関する基本的な情報が、各様式に自動的に転記されます。
- 【注意】本シートは様式作成用のため、本計画書の提出を紙で行う場合、本シートの提出は不要です。ただし、都道府県に電子媒体で提出する場合は、本シートを削除せずそのまま提出してください。
- 「別紙様式2-1」を完成させるには、「基本情報入力シート」「別紙様式2-2」から転記される情報が必要です。まずはこれらのシートを完成させてください。



●「様式2-1」に記載する交付金による賃金改善の見込額について、具体的な算出方法は問いませんが、各職員に対して交付金を原資として行う予定の賃金改善額を積み上げる(足し上げる)などの適切な方法により推計してください。また、「賞金額」を記入する欄には、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。)を含む金額を記入してください。

1 提出先に関する情報

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の届出に係る提出先(事業所の所在地の都道府県)の名称を入力してください。

提出先	
-----	--

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ		
	名称		
法人住所	〒		
	住所1(番地・住居番号)		
	住所2(建物名等)		
法人代表者	職名		
	氏名		
法人番号			
書類作成担当者	フリガナ		
	氏名		
連絡先	電話番号		
	E-mail		

【注意！】事業者の方へ

様式の作成・提出に当たっては、都道府県ごとに、各都道府県がホームページ等で公開した様式を用いるようにしてください。

3 交付金の対象事業所に関する情報(1の提出先に提出するべき事業所のみを記載)

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2(交付金)に反映されます。

※ 「一月あたりの障害福祉サービス等報酬総額(円)」には、令和5年2月から5月までの4か月間のサービス別の報酬総額(各種加算減算を含む)。また、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算も含む。を4で除するなどの適切な方法によって推計し、事業所ごとに記載すること。

通し番号	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額[円]
			都道府県	市区町村			
1							○
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							

別紙様式2-1(交付金)

提出先	0
-----	---

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

2 賃金改善計画について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年2~5月分)	0	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)		円	←
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)		円	
i) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年4・5月分)	0	円	(0.00) % ← X
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	0	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額 (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	0	円	
福祉・介護職員の賃金改善の見込額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の見込額		円	(0.00) %
(一月あたり) 0 円)		円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の見込額		円	(0.00) %
(一月あたり) 0 円)		円	

【記入上の注意】

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。
 - I 交付金による賃金改善の見込額が交付金による収入額(交付金の見込額)以上となること
 - II 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
 - ②「賃金改善の見込額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないと下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	←
---------------------------------------	---

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ・ ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	基本給	決まって毎月支払われる手当(新設)	決まって毎月支払われる手当(既存の手当の増額)		
	上記以外(必ず選択)	手当(新設)	手当(既存の増額)	賞与	該当なし(全て基本給等)	その他()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) 就業規則の見直し 賃金規程の見直し その他()					
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。					
③ベースアップの実施予定	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情				

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
交付金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支払に係る国民健康保険団体連合会からへの支払口座情報の提供に同意します。

計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 [] 月 [] 日 法人名 []
代表者 職名 [] 氏名 []

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	<input checked="" type="radio"/>
2 賃金改善計画について	
② 賃金改善の見込額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額以上となっている	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が交付金の見込額(令和6年4・5月分)の2／3以上となっている	<input checked="" type="checkbox"/>
3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>
4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>
5 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>
誓約について、空欄の項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙様式2-2(補助金)	
債権譲渡の事業所の国保連口座が「振込先口座」になっていない	<input checked="" type="checkbox"/>
国保連口座か、債権譲渡事業所用の振込口座として別途登録した口座のうち、「振込先口座」が1つだけ選択されている	<input checked="" type="checkbox"/>
①の債権譲渡の事業所がないのに、③の債権譲渡の届出口座が「○」になっていない	<input checked="" type="radio"/>

別紙様式2-2(交付金) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書(施設・事業所別個表)

提出先 0

法人名	0
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円](d)	0
うち、令和6年4・5月分の交付金額(見込額)の合計[円](e)	0

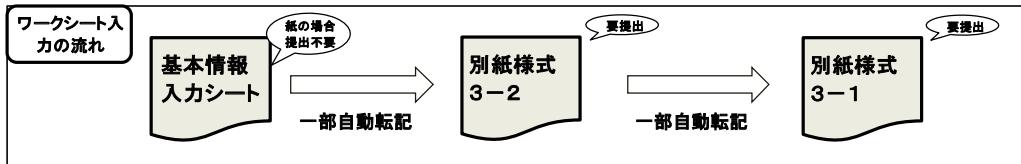
[記入上の注意]
 *支給する金額を算出する際の交付金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で交付金額以上となる旨
 合成事業の算出額を算出していること。
 *事業所の数が多く、「机に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
 *報酬ファクタリング等のサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所がある場合、①の列で該当するものに「○」を付けること。
 *交付金額を支払う際の取扱いによっては、合計金額と各施設・事業所ごとに算出される金額が異なる場合があります。先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。
 もののため、提出先の都道府県、以下の通り算出する。
 ②の列で、(1)の債権譲渡以外の事業所の「国保連合会の振込先口座」への振込を希望する。
 ③の列で、別途提出する様式で法人・事業所の振込先の口座情報を都道府県に届け出た上で、③に「○」を付けること。

通 し 番 号	障害福祉サー ビス等事業所 番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアッ プ等加算の 算定有無 (令和6年 5月から算定 見込みであ る場合を含 む)	一月あたり 障害福祉 サービス等 報酬総額 [円](a)	交 付 率 b -	交付対象期間(c) 付		福祉・介護職員 処遇改善臨時特 例交付金額(見込 額)(d) (a×b×c)	うち、令和6年4・ 5月分の交付金 額(見込額)(e) (d ×1/2)[円]	①債権譲 渡の有無 (該当する もの全て に「○」)	②国保連 合に振込して いる口座のう ち、振込先の 希望	④いわゆる (全体でつみの みに「○」)
			都道府県	市区町村						付						
1							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	—	
2							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
3							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
4							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
5							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
6							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
7							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
8							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
9							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
10							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
11							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
12							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
13							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
14							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
15							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
16							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
17							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
18							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
19							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
20							—			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		

実績報告書(令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金)作成用 基本情報入力シート

●はじめに本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、加算の対象事業所等に関する基本的な情報が、各様式に自動的に転記されます。
【注意】本シートは様式作成用のため、本実績報告書の提出を紙で行う場合、本シートの提出は不要です。ただし、自治体に電子媒体で提出する場合は、本シートを削除せずそのまま提出してください。

●「別紙様式3-1」を完成させるには、「基本情報入力シート」「別紙様式3-2」から転記される情報が必要です。まずはこれらのシートを完成させてください。



●「別紙様式3-1」に記載する交付金による賃金改善の所要額について、具体的な算出方法は問いませんが、各職員に対し、交付金を原資として行った賃金改善額を積み上げる(足し上げる)などの適切な方法により算出してください。また、「賃金額」を記入する欄には、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。)を含む金額を記入してください。

1 提出先に関する情報

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の届出に係る提出先(事業所の所在地の都道府県)の名称を入力してください。

提出先	
-----	--

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

法人名	フリガナ					
	名称					
法人住所	〒					
	住所1(番地・住居番号)					
	住所2(建物名等)					
法人代表者	職名					
	氏名					
法人番号						
書類作成担当者	フリガナ					
	氏名					
連絡先	電話番号					
	E-mail					

3 加算対象事業所に関する情報(1の提出先に提出するべき事業所のみを記載)

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式3-2(交付金)に反映されます。

通し番号	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名
			都道府県	市区町村		
1						○
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

別紙様式3-1(交付金)

提出先 0

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実績報告書

1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

2 実績報告について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(令和6年2~5月分)	0 円		
②賃金改善の所要額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	円		
③基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)			
i) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(令和6年4・5月分)	0 円 (0.00) %		
ii) 賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)	0 円		
iii) うち、基本給等による賃金改善の所要額 (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	0 円		
福祉・介護職員の賃金改善の所要額(参考) うち、基本給等による改善の所要額	円 (0.00) %		
(一月あたり) 0 円			
その他の職員の賃金改善の所要額(参考) うち、基本給等による改善の所要額	円 (0.00) %		
(一月あたり) 0 円			
④ベースアップの実施	実施した 実施していない	実施した場合、ベースアップ率	実施していない場合、やむを得ない事情

【記入上の注意】

- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。
- I 交付金による賃金改善の総額が交付金による収入額以上となること
- II 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること
- ②「賃金改善の所要額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- 「ベースアップ」とは、「賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること」を指す。

3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金 ① を除いた賃金総額((ア)-(イ))(②以上の額となること)	#VALUE! 円
(ア)令和6年2月から5月の賃金の総額	円
(イ)令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金の総額	円
② 令和5年2月から5月の賃金総額	円

【記入上の注意】

- 事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととし、調整の具体的な考え方について、以下の「備考欄」に記載することとする。また、令和5年3月以降に新設された事業所については、令和6年1月以前の適切な期間(4か月間)の賃金総額などの適切な金額を記載すること。

備考欄

--	--	--

4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約

<input checked="" type="checkbox"/>	実績報告書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。				
令和 6 年	月	日	法人名		
代表者	職名		氏名		

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

1 基本情報入力シートについて	<input checked="" type="checkbox"/>
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	<input checked="" type="checkbox"/>
2 実績報告について	
② 賃金改善の所要額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額以上となること	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)が交付金額(令和6年4・5月分)の2／3以上となること	<input checked="" type="checkbox"/>
3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げていない	<input checked="" type="checkbox"/>
4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約	
誓約について、空欄の項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>

別紙様式3-2(交付金)

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書(施設・事業所別個表)

提出先 0

法人名	
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額の合計[円]	0
うち、令和6年4・5月分の交付金の合計[円]	0

【記入上の注意】
 ・本表に記載する事業所は、処遇改善臨時特例交付金 処遇改善計画書の別紙様式2-2(交付金)に記載した事業所と一致しなければならない。
 ・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

障害福祉サービス事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	交付対象期間	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の合計額 うち、令和6年4・5月分の交付金の合計額 (令和6年4月1日～5月31日)[円]
		都道府県	市区町村				
1						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
2						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
3						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
4						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
5						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
6						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
7						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
8						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
9						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
10						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
11						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
12						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
13						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
14						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
15						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
16						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
17						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
18						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
19						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	
20						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	

別紙様式4

変更に係る届出書(令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金)

基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る処遇改善計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和	年	月	日
2 変更の概要				

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

別紙様式 5

特別な事情に係る届出書（令和 6 年 2 月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）

基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

1. 事業の継続を図るために、福祉・介護職員等の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支（障害福祉事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2. 賃金水準の引下げの内容

--

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

--

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げるについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

--

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内

令和6年2月からスタート

厚生労働省は、令和6年2月分から5月分の賃金改善の補助として、
福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付します。

Q1. どのような交付金なの？

A1. 令和6年2月分から5月分の福祉・介護職員の賃上げを目的とする交付金です。

- 2～5月分まで、障害福祉サービス等事業所・施設等に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、全額を福祉・介護職員等の賃上げに使うことを要件とした交付金を創設します。
- 6月以降は、障害福祉サービス等報酬改定により、今回の交付金額を上回る加算率の上乗せを行うこととしています。

Q2. 交付金の額はどのように決められるの？

A2. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る交付金の額を算定・支給します。
算定式の「加算減算」には、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等加算分が含まれます。

$$\text{ある月の総報酬} \quad (\{\text{基本報酬} + \text{加算減算}\} \times \frac{1}{\text{単位の単価}}) \times \text{交付率} = \text{交付額}$$

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額6,000円相当の交付金が交付されます。

※ このような仕組みで交付金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、
福祉・介護職員の皆さん全員に対して、一律で月額6,000円の引き上げを行うものではありません。

Q3. 交付金の申請手続きは？

A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。

- 交付金を申請する場合、事業者は、都道府県に計画書を提出してください。
※ 障害福祉サービス等報酬関係で市町村に届出を行うサービス事業者も、この交付金の届出先は都道府県です。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。計画書は、都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成してください。
- 交付期間終了後、事業者は都道府県に実績報告書を提出する必要があります。
(要件を満たさない場合は、交付金の返還が必要となることがあります。)
- 今回の交付金の支払は、申請後、交付額が確定した後で、各都道府県から行われます。



Q4. 交付金の対象となる要件は？

A4. 以下の3つの要件を満たすと、交付金を受け取ることができます。

(1) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること

- ◆令和6年4月サービス提供分からの算定が必要です。まだ算定されていない事業所は、都道府県・市町村への届出をご準備ください。

(2) 原則として、令和6年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改訂が間に合わない場合は、

令和6年2月分は3月分とまとめて賃金改善を行うこともできます。

⇨ ポイント①

- ◆令和6年2・3月分は一時金等による賃金改善としても構いません。

- ◆月ごとの賃金改善額がその月の交付金額以上となる必要はありません。

★令和4年度の処遇改善臨時特例交付金で求めた「2月からの賃金改善開始の報告」は、今回は不要です。

(3) 交付金の全額を賃金改善に充てること

かつ、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上を基本給等の引上げに充てること

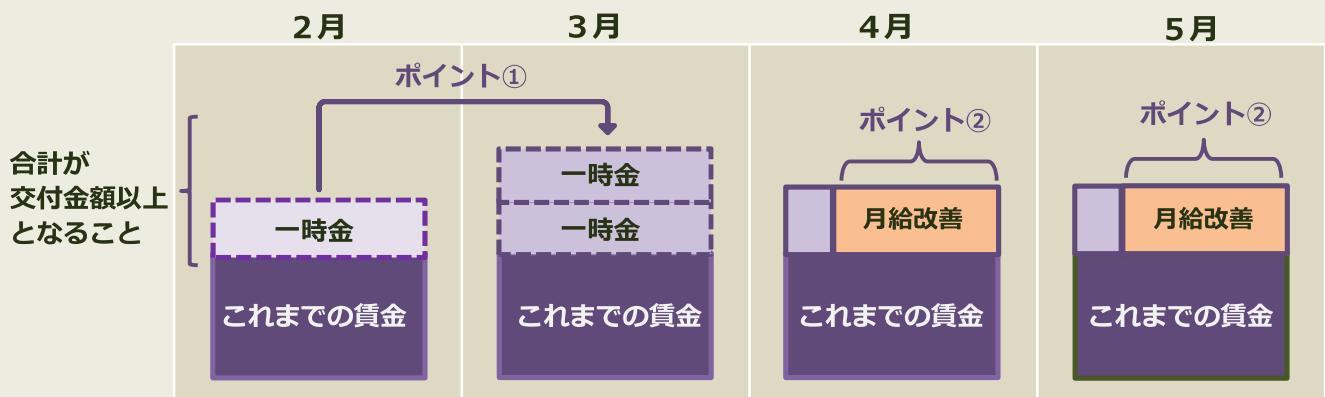
⇨ ポイント②

- ◆基本給等の引上げ（月給の改善）とは、

「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引上げをいいます。

- ◆基本給等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、

全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。



※「4月分の賃金」を2か月遅れで6月に払う、といった対応も可能です。従来の加算分が2か月遅れなら、交付金も2か月遅れで支払うなど、職員への支払の月は加算と交付金で揃えてください。

Q5. 職種間での交付金の配分方法は？

A5. 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

- 事業所で、福祉・介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てることが可能です。
- 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

お問い合わせ先

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等 厚生労働省・こども家庭庁コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ & A (令和6年2月8日版)

○賃金改善全般について

問1 令和6年2月分及び3月分の賃金改善は一時金等での対応も可とされているが、その場合、どの程度の賃金改善を行っている必要があるか。

(答)

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「本交付金」という。）においては、毎月ごとに賃金改善額が交付額を上回ることを求めるものではないため、令和6年2月分及び3月分として見込まれる交付金額のすべてを、令和6年2月分及び3月分の賃金改善に充てる必要はない。

ただし、全体で、2月から5月分の4か月間の交付金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、計画的に賃金改善を行っていただきたい。

問2 交付金の対象期間は、令和6年2月から5月までの期間とされているが、交付額に相当する賃金改善の実施は、何月に行う必要があるか。

(答)

交付額は、令和6年2月から5月までの各月の障害福祉サービス等報酬総額を用いて算出するため、令和6年2月分から5月分の賃金改善が必要である。なお、「○月分の賃金改善」というのは、「○月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「○月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切にご対応いただきたい。

○基本給等の引上げに係る要件について

問3 令和6年2月分から賃金改善を行うことが交付要件とされているが、令和6年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応したとしても、4月分以降は毎月の基本給等の引上げが必要か。

(答)

賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上の賃金改善を、令和6年4・5月分の基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げに充てることを交付要件としている。

そのため、令和6年2月分及び3月分の賃金改善は一時金により対応した場合であっても、令和6年4月分以降は、基本給等による毎月の賃金改善を行うことが必要となる。その際、令和6年6月以降の福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とすること。

問4 基本給等による賃金改善を開始した後に、利用者が想定よりも増えるなど、交付金の受給額が計画書作成時の見込額を上回り、基本給等に充てるべき額が増加した場合、必要に応じて再度就業規則等を改訂し、基本給又は決まって毎月支払われる手当を更に引き上げることが必要か。

(答)

貴見のとおり。なお、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上の賃金改善を、令和6年4・5月分の基本給等の引上げにより行うことが必要であることから、当初の計画以上に報酬額が増加した場合に備え、余裕のある賃金改善計画の策定に努めること。

問5 時給や日給を引き上げることは、基本給等の引き上げに当たるか。

(答)

基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、基本給等の引き上げに当たる。

問6 令和6年2月及び3月に一時金で賃金改善を行った場合、同年4月及び5月の2か月間において基本給等に係る要件を満たしていればよいか。もしくは、同年2月から5月までの4か月間全体で当該要件を満たしている必要があるか。

(答)

交付金の交付対象期間が4か月間と短いことから、令和6年4・5月分の2か月間で、交付金額の3分の2以上の基本給等の引上げを行っていれば要件を満たす。

問7 基本給等の引上げに係る要件については、「福祉・介護職員」と「他の職員」のグループごとに満たす必要があるか。

(答)

賃金改善の対象とする職員全体で、令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上の基本給等の引上げを行っていれば要件を満たす。

ただし、事業者が賃金改善の対象とする福祉・介護職員、他の職員については、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

問8 賃金改善額について、「当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる」とされているが、法定福利費等の事業主負担の増加分は、基本給等による賃金改善に含めてよいか。

(答)

法定福利費等の事業主負担の増加分については、基本給等による賃金改善には当たらないが、基本給等以外の部分として、賃金改善額に含めることは可能である。

問9 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上を基本給等に充てることが要件とされているが、基本給等に充てた額以外の分について、用途制限はないのか。

(答)

全体で、交付金の合計額を上回る賃金改善を実施することが必要であるため、基本給等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金改善に充てなければならぬ。その際、賃金改善とは賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）を含む。）の改善であって、賃金以外のコスト（事務費・設備投資・職員研修費等）に充ててはならない。

問10 「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。

(答)

「決まって毎月支払われる手当」には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

ただし、以上の手当は賃金改善の対象となる「賃金」には含まれる。

問11 就業規則等の改訂が間に合わず、本年4月以降に基本給等による賃金改善が実施できない場合は本交付金の対象外となるのか。

(答)

貴見のとおり。ただし、就業規則の改定自体は交付金の要件ではない。そのため、就業規則等の改訂・変更を行わなくても、令和6年4月分の賃金から基本給等による賃金改善を実施できるのであれば、交付金の要件を満たす。

○その他の要件について

問 12 その他の職員の範囲は、事業所の判断で決められるのか。また、福祉・介護職員とその他の職員について、配分割合等のルールは設けられているか。

(答)

本交付金の配分対象とする福祉・介護職員以外のその他の職員の範囲は各事業所においてご判断いただきたい。また、本部の人事、事業部等で働く者など、法人内で障害福祉サービスに従事していない職員の取扱いについては、2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol. 2）（令和元年7月29日）問11を参照されたい。

なお、他の職員にも配分を行う場合は、福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いしたい。

(参考) 2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（Vol. 2）（令和元年7月29日）

問 11 本部の人事、事業部等で働く者など、法人内で障害福祉サービスに従事していない職員について、「その他職種」に区分し、特定加算による処遇改善の対象することは可能か。

(答)

特定加算の算定対象サービス事業所における業務を行っていると判断できる場合は、他の職種に含めることができる。

問 13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、いつの時点で算定している必要があるか。

(答)

交付金の交付対象となる各月について福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定していることを基本とする。

ただし、令和6年2月サービス提供分からベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。

なお、この場合、令和6年2月分から本交付金の交付対象となる。

○処遇改善計画書・実績報告書について

問 14 処遇改善計画書の「福祉・介護職員等の賃金の総額」には、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等加算を算定し実施される賃金改善額並びに各障害福祉サービス事業所等の独自の賃金改善額を含む額を記載するのか。

(答)

貴見のとおり。

問 15 処遇改善計画書・実績報告書の提出受付開始時期・提出期限はいつか。

(答)

各書類の提出受付開始時期・提出期限については、各都道府県において適切に設定されたい。

問 16 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額は、前年度から事業所の福祉・介護職員等の減少や入れ替わり等があった場合、どのように考えればよいか。

(答)

実績報告書における「①令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除了した賃金総額」と「②令和5年2月から5月の賃金総額」の比較は、本交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げていないことを確認するために行うものである。

一方で、賃金表のベースダウン（一律の引下げ）等を行ったわけではないにも関わらず、事業規模の縮小に伴う職員数の減少や職員の入れ替わり（勤続年数が長く給与の高い職員が退職し、代わりに新卒者を採用した等）といった事情により、上記①の額が②の額を下回る場合には、②の額を調整しても差し支えないこととする。

この場合の②の額の調整方法については、例えば、

- ・ 退職者については、その職員が、令和5年2月から5月に在籍していなかったものと仮定した場合における賃金総額を推定する
- ・ 新規採用職員については、その者と同職であって勤務年数等が同等の職員が、令和5年2月から5月に在籍したものと仮定した場合における賃金総額を推定する

等の方法が想定される。

例：

		勤続 10 年 (賃金 35 万円/ 月)	勤続 5 年 (賃金 30 万円/ 月)	勤続 1 年 (賃金 25 万円/ 月)	賃金総額 ※処遇臨時特 例交付金除く
令和 5 年 2 月 ～ 5 月	実際の 人数	10 人 (計 1400 万円)	10 人 (計 1200 万円)	10 人 (計 1000 万円)	3600 万円
	調整後	5 人 (計 700 万円) ※上記の 10 人の うち 5 人は在籍し なかつたものと仮 定	10 人 (計 1200 万円) ※調整なし	15 人 (計 1500 万円) ※上記の 10 人に 加え 5 人在籍した ものと仮定	3400 万円
令和 6 年 2 月 ～ 5 月	実際の 人数	5 人 (計 700 万円)	10 人 (計 1200 万円)	15 人 (計 1500 万円)	3400 万円

○その他

問 17 令和 4 年 2 月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金とは異なり、都道府県に対して賃金改善開始の報告様式の提出は不要になったのか。

(答)

貴見のとおり。本交付金においては、令和 6 年 2 月分から賃金改善を実施していることを処遇改善計画書において確認することとし、令和 4 年 2 月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金において計画書とは別に提出を求めていた「賃金改善開始の報告」の様式の提出を求めないこととした。

ただし、令和 6 年 2 月分からの賃金改善の実施は要件であることに留意されたい。

問 18 交付金の算出に用いる総報酬には、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等加算分を含めたものか。

(答)

貴見のとおり。

問 19 原則として、令和 6 年 2 月分から賃金改善を実施することが要件とされており、本年 3 月以降に新規開設する事業所は本交付金の対象となるか。

(答)

本年 3 月以降に新規開設する事業所については、令和 6 年 2 月分からの賃金改善の実施以外の要件を満たす場合には、本交付金の対象となる。

問 20 交付対象期間中に休廃止した事業所について、本交付金の対象となるか。

(答)

本交付金は、福祉・介護職員の継続的な賃金改善を目的として、基本給等の引上げを要件とするものであることから、処遇改善計画書の提出時点で令和6年5月までに休廃止することが明らかになっている事業所については、本交付金の交付の対象外とする。

ただし、処遇改善計画書の提出時点では見通せなかつた事情等により、交付対象期間中に事業所が休廃止することになった場合については、休廃止することが明らかになった時点で速やかに都道府県に届け出ることとし、休廃止となった月の前月までを、交付金の交付対象期間とする。

問 21 障害者支援施設が行う日中活動系サービスの交付率は、福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いと異なり、各サービスと同じ交付率を適用することとなるのか。

(答)

貴見のとおり。

問 22 令和6年4月から福祉・介護職員処遇改善加算等の対象となる、就労定着支援及び自立生活援助のサービスは本交付金の対象となるのか。

(答)

令和6年4月から本交付金の要件を満たす場合は、対象となる。

○都道府県の事務等について

問 23 事業者から本交付金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方如何。

(答)

本交付金は、全額を福祉・介護職員等の賃金に充てることを支給の要件とする交付金であり、債権譲渡することは適当ではない。

このため、債権譲渡等により、国保連合会に登録されている口座に本交付金を振り込むことが適当でない事業所に対する本交付金の支払いについては、債権譲渡を行っていない事業所の介護給付費等の振込先口座又は障害福祉サービス事業者等の口座に直接支払（振込）を行うこととする。

問 24 国保連合会との交付対象事業所リストの連携について、決まった方法があるか。

(答)

交付対象事業所リストの連携方法等については、各都道府県において国保連合会と調整いただきたい。

問 25 月遅れ請求、過誤調整等により、事後的に総報酬の額が増減する場合、交付金の支払・返還をどのようにすべきか。

(答)

月遅れ請求等の対応については、実施要綱において「当該請求に係る交付金の支給を2か月間対応することとする」としているところ。

また、月遅れ請求等により、

- ・ 事後的に報酬が増額した場合
 - ・ 事後的に報酬が減額したが、当月の総報酬がプラスである場合
- については、交付金額の調整は国保連合会において対応がされる。

なお、事後的に総報酬が減額し、当月の総報酬がマイナスとなった場合については、交付対象期間全体でみたときに交付金額が適正なものとなるよう個別にご対応いただく必要がある。

問 26 事業所に対する交付決定について、処遇改善計画書の「2①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額」の額に基づき交付決定を行うこととしてよいか。

(答)

お示しいただいた方法を想定しているが、都道府県と事業所との事務処理については、各都道府県の財政担当部局と調整の上ご対応いただきたい。

なお、国保連合会から都道府県に提供される交付額の値は、月ごとの確定した障害福祉サービス等報酬に交付率を乗じたものであり、処遇改善計画書の「2①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額」そのものが支払われるものではない。

問 27 市町村が指定権者である事業所についても、本交付金については都道府県が対応する必要があるか。

(答)

貴見のとおり。

問 28 国保連合会に委託を行うか否かについては、各都道府県の判断と解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

問 29 令和6年2月分から5月分までの交付金全額をまとめて6月に事業所に対して支払い、実績報告書提出後に精算する取扱いは可能か。

(答)

事業者に対する支払時期・回数等については、障害福祉サービス事業者等の経営にも配慮し、各都道府県において、可能な限り早期の支払となるよう、適切な運用に努められたい。